

様

放射性物質汚染廃棄物等の対応に向けた

緊急要望書

平成27年12月3日

福島県双葉郡浪江町議会

議長 吉田 数博

東日本大震災とそれに続く東京電力福島第一原子力発電所事故により、浪江町では全ての町民が避難を余儀なくされ、以来、町民は塗炭の苦しみを背負い、全国各地で避難生活を続けております。

そのような中であって、町では復興計画や復興まちづくり計画を定め、住民の生活再建、町内の環境回復、各種復旧、生活環境の整備を懸命に進め、町の復興の姿がようやく見え始めてまいりました。町内酒田地区では、二回目となる米の収穫が行われ、最新の住民意向調査では、戻りたい人のうち「すぐに戻りたい」と回答した割合が増加するなど明るい光が見えてまいりました。

しかしながら、今般、宮城県白石市より、国による通知「飼料の暫定許容値見直しを踏まえた今後の対応について」において各市町村が一般廃棄物として処理するよう定められている汚染牧草が、飼料として浪江町内に所在する牧場に運び込まれました。たとえ飼料ということであっても福島県が定めている「避難指示区域内家畜対処方針」に反するものであり、地方自治体自らが行ったこのような行為は極めて遺憾であるとともに、町民の帰還意欲の低下を招くものと大変危惧しております。

また、他自治体から福島県内各地域への汚染廃棄物搬入を誘発する恐れがあり、当町ばかりでなく福島県全体の復興にも深刻な影響を及ぼす問題であります。

そもそも、このような問題が生じた背景には、放射性物質に関する様々な問題について、国が適切な対応を行ってこなかったことがあり、市町村同士がそれぞれの考えを主張しながら進めていくものではなく、国が責任を持って対処すべきであります。よって、ここに以下のとおり要望をいたします。

今後も美しく豊かな「ふるさと浪江」の復興にしっかりと取り組んでいただくとともに町の復興政策に御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

- 1 汚染飼料について、今後も同様の問題が生じないよう、関係自治体への指導を徹底すること。
- 2 汚染飼料については、原子力災害に伴う新たな概念の廃棄物であることから、その処理について関係法令において明確に規定すること。